

議案第24号

葛飾区障害者福祉センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成25年 2月19日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

障害者福祉センターの施設に自立訓練事業所を加えるほか、所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区障害者福祉センター条例の一部を改正する条例

葛飾区障害者福祉センター条例（平成16年葛飾区条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条の表1の項中「障害者自立支援法（平成17年法律第123号）」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）」に改め、「特定相談支援事業」の次に「（以下「特定相談支援事業」という。）」を、「障害児相談支援事業」の次に「（以下「障害児相談支援事業」という。）」を加え、同表2の項から4の項までを次のように改める。

2 子 も 発 達 セ ン タ ー	児童福祉法第43条第1号 に規定する福祉型児童発 達支援センター	(1) 児童福祉法第6条の2第2項に規定する 児童発達支援を行う事業（以下「児童発達 支援事業」という。） (2) 児童福祉法第6条の2第5項に規定する 保育所等訪問支援を行う事業（以下「保育 所等訪問支援事業」という。） (3) 特定相談支援事業 (4) 障害児相談支援事業 (5) 保護者の出産、傷病その他の事由により 緊急かつ一時的に保育に欠ける知的障害児 等に対する保育（以下「緊急一時保育」と
--	--	---

		<p>いう。)</p> <p>(6) 保護者の子育てに伴う心身の疲労の解消その他の事由により一時的に保育を必要とする知的障害児等に対する保育（以下「一時保育」という。)</p> <p>(7) その他区長が必要と認める事業</p>
3 障害者生活介護事業所	障害者総合支援法第5条第7項に規定する厚生労働省令で定める施設	<p>(1) 障害者総合支援法第5条第7項に規定する排せつ又は食事の介護、創作的活動の機会の提供その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業（以下「生活介護事業」という。)</p> <p>(2) 特定相談支援事業</p>
4 地域活動支援センター	障害者総合支援法第5条第26項に規定する地域活動支援センター	<p>(1) 障害者総合支援法第77条第1項第9号に基づく創作的活動事業（以下「創作的活動事業」という。)</p> <p>(2) 障害者総合支援法第77条第1項第9号に基づく地域生活事業（以下「地域生活事業」という。)</p> <p>(3) その他区長が必要と認める事業</p>

第2条の表に次のように加える。

5 自立訓練事業所	障害者総合支援法第5条第13項に規定する厚生労働省令で定める便宜を供与する施設	<p>(1) 障害者総合支援法第5条第13項に規定する自立訓練を行う事業（以下「自立訓練事業」という。)</p> <p>(2) 特定相談支援事業</p>
-----------	---	--

第4条の見出し中「における児童発達支援事業」を削り、同条中「児童発達支援事業」を「子ども発達センター」に改め、「もの」の次に「及びその保護者」を加える。

第5条の見出し中「児童発達支援事業」を「児童発達支援事業等」に改め、同条中「を利用する者」を「又は保育所等訪問支援事業（以下「児童発達支援事業等」という。）を

利用する児童」に改める。

第6条の見出し中「児童発達支援事業」を「児童発達支援事業等」に改める。

第7条の見出し中「利用者等」を「利用の申請」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「緊急一時保育等を利用しようとする者」を「緊急一時保育又は一時保育（以下「緊急一時保育等」という。）を利用しようとする保護者」に改め、同項を同条とする。

第8条中「前条第2項」を「前条」に改める。

第9条の2の見出し中「の使用料」を「における生活介護事業の利用に係る使用料」に改め、同条中「障害者生活介護事業所」を「生活介護事業」に、「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改める。

第10条の見出し中「の使用料」を「における生活介護事業の利用に係る使用料」に改める。

第10条の4の次に次の2条を加える。

（自立訓練事業所における自立訓練事業の利用に係る使用料）

第10条の5 自立訓練事業を利用する者は、障害者総合支援法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額を使用料として納付しなければならない。

（自立訓練事業所における自立訓練事業の利用に係る使用料の減額）

第10条の6 区長は、特別の理由があると認めるときは、前条に規定する使用料を減額することができる。

第11条第1項中「又は障害者生活介護事業所」を「、生活介護事業又は自立訓練事業」に改め、同条第2項中「第7条第2項」を「第7条」に改める。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。